

## 第13回教育委員会臨時会 案件表

### 日 時

令和2年5月29日（金） 午後1時30分から

### 議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第43号 令和2年度教育関係予算案（補正第2号）について (資料1-1、1-2)
- (2) 議案第44号 練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則 (資料2)
- (3) 議案第45号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (資料3)

#### 2 報 告

- (1) 教育長報告 (口頭報告)
  - 区立小中学校の教育活動の再開等について
  - その他

議案第43号

令和2年度教育関係予算案（補正第2号）について

上記の議案を提出する。

令和2年5月29日

提出者 教育長 河 口 浩

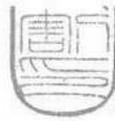
令和2年度教育関係予算案（補正第2号）について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定にもとづき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

別 紙

令和2年度教育関係予算案（補正第2号）の意見聴取について

令和2年度教育関係予算案（補正第2号）について、当委員会として同意します。



# 参考資料

2 練企財第 79 号  
令和 2 年 5 月 28 日

練馬区教育委員会教育長 殿

練馬区長 前川 耀 男



令和 2 年度教育関係予算案（補正第 2 号）に関する意見聴取について

令和 2 年度教育関係予算案（補正第 2 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見をお聴きします。

## 記

- 1 件名  
令和 2 年度教育関係予算案（補正第 2 号）
- 2 歳入歳出予算の内容  
別添「令和 2 年度教育関係予算案（補正第 2 号）について」のとおり
- 3 回答期限について  
令和 2 年 5 月 29 日（金）までに、貴委員会の意見の提出をお願いいたします。

担当

練馬区 企画部 財政課 財政担当係  
内線 5685



## 令和2年度 教育関係予算案（補正第2号）について

一般会計（教育費・こども家庭費）

### 【歳入】

単位：千円

	款	補正前の額	補正額	補正後の額
教育関係予算	分担金及び負担金	948,124	0	948,124
	使用料及び手数料	630,281	0	630,281
	国庫支出金	19,718,571	161,441	19,880,012
	都支出金	11,969,655	19,000	11,988,655
	財産収入	32,012	0	32,012
	諸収入	32,196	0	32,196
	特別区債	3,152,000	0	3,152,000
計		36,482,839	180,441	36,663,280

### 【歳出】

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
10	教育費	35,343,619	97,864	35,441,483
	1 教育総務費	8,427,389	78,864	8,506,253
	2 小学校費	13,076,380	0	13,076,380
	3 中学校費	7,245,585	0	7,245,585
	4 幼稚園費	6,594,265	19,000	6,613,265
11	こども家庭費	72,695,661	346,292	73,041,953
計		108,039,280	444,156	108,483,436

単位：千円

一般会計 歳出予算総額

補正前の額	補正額	補正後の額
360,381,975	1,411,485	361,793,460

予算案の内容

(1) 一般会計(教育費・こども家庭費 歳入)

単位:千円

項目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
<b>歳入合計</b>		36,482,839	180,441	36,663,280
国庫支出金		19,718,571	161,441	19,880,012
1	教育費補助金	865,567	30,166	895,733
	1 学校保健特別対策事業費	0	766	766
	2 学校臨時休業対策事業費	0	29,400	29,400
1	こども家庭費補助金	2,193,558	131,275	2,324,833
	1 保育対策総合支援事業費	612,341	131,275	743,616
都支出金		11,969,655	19,000	11,988,655
1	教育費補助金	872,911	19,000	891,911
	1 私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費	0	19,000	19,000

## (2) 一般会計(教育費・こども家庭費 歳出)

単位:千円

項目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
<b>教 育 費</b>		35,343,619	97,864	35,441,483
1	教育総務費	8,427,389	78,864	8,506,253
	2 学校教育総務費	4,455,855	78,864	4,534,719
	1 一般事務費	128,875	78,864	207,739
4	幼稚園費	6,594,265	19,000	6,613,265
	2 教育振興費	6,331,272	19,000	6,350,272
	1 各種助成費	4,239,067	19,000	4,258,067
<b>こども家庭費</b>		72,695,661	346,292	73,041,953
1	こども家庭費	72,695,661	346,292	73,041,953
	1 こども家庭総務費	33,323,691	346,292	33,669,983
	1 一般事務費	289,653	328,597	618,250
	2 放課後児童等の広場(民間学童保育)経費	245,427	17,695	263,122

令和 2 年 5 月 29 日  
教育委員会事務局

## 令和 2 年度 教育関係予算案（補正第 2 号）について

教育関係予算案（補正第 2 号）における事業  
（教育分野）

(1)	小中学校感染防止対策の実施	2,474千円
	区立小中学校の再開に伴い、児童・生徒の感染症防止のため、各学校に体温計や消毒液等を配備する。	
(2)	区立小中学校の給食食材事業者に対する補償	75,510千円
	【特財 29,400千円】 区立小中学校休業中の給食食材について、休業決定時点において発注済みで、納入済み・転売不可であった食材について事業者に対し、費用補償を行う。	
(3)	令和元年度末の学校行事キャンセル料の支払い	221千円
	新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった令和元年度末の学校行事のうち、キャンセル料が発生した行事について事業者に対し支払いを行う。	
(4)	幼稚園感染防止対策の実施	19,000千円
	【特財 19,000千円】 私立幼稚園に対し、感染防止用の備品等の購入経費の補助を行う。	

## （子育て分野）

(5)	介護等従事者特別給付金の支給	183,742千円
	緊急事態宣言発令中に、継続してサービスを提供した区内の保育施設および学童クラブ、一時預かりを実施する幼稚園、練馬こども園、子ども家庭支援センターの事業に従事する職員に対して、事業を続けていく一助とするため、特別給付金を支給する。	
(6)	保育施設感染防止対策の実施	131,275千円
	【特財 131,275千円】 感染防止用の備品等について、区立保育園に対しては区が一括購入し、その他保育施設に対しては購入経費の補助を行う。	
(7)	保育料日割り計算の実施	13,580千円
	登園自粛要請に伴い、保育施設および学童クラブの利用日数に応じた保育料の日割り計算を実施する。日割り計算の実施に伴い、対象世帯への通知の発送および保育システムの改修等を行う。	
(8)	民間学童保育における一日保育の実施	17,695千円
	新型コロナウイルス感染症に伴う学校臨時休業により、民間学童クラブで一日保育を行う。 また、民間学童クラブ自粛要請後の保育料免除に伴う補填を行う。 ※緊急事態宣言延長に伴う5月7日から末日までの追加計上分	

議案第 4 4 号

練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

## 練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

練馬区教育委員会会議規則（昭和46年5月練馬区教育委員会規則第5号）の一部をつぎのように改正する。

第3条第2項中「第2金曜日および第4金曜日に開会」を「2回招集」に改め、同項ただし書をつぎのように改める。

ただし、災害その他特別な事由によりこれにより難しい場合は、この限りでない。

### 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区教育委員会会議規則第3条第2項の規定は、令和2年6月1日以後に招集する定例会について適用する。

練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

現行の練馬区教育委員会会議規則（昭和46年5月練馬区教育委員会規則第5号）において、定例会は、毎月第2金曜日および第4金曜日に開会し、特別な事由があれば期日を変更できるが、回数を変更することはできない規定となっている。

今般、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言時やその他災害時等の際に、原則にかかわらず教育委員会定例会の開催可否を柔軟に決定していくことができるよう、当該規則について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

第3条第2項を改め、定例会は毎月2回招集することとし、災害その他特別な事由によりこれにより難い場合は、この限りでないこととする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

## 練馬区教育委員会会議規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>第3条 [略]</p> <p>2 定例会は、毎月第2金曜日および第4金曜日に開会する。<u>ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日に当たるとき、または特別の事由があるときは、教育長は、期日を変更することができる。</u></p> <p>付 則 [略]</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 定例会は、毎月2回招集する。<u>ただし、災害その他特別な事由によりこれにより難しい場合は、この限りでない。</u></p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規則による改正後の練馬区教育委員会会議規則第3条第2項の規定は、令和2年6月1日以後に招集する定例会について適用する。</u></p>

議案第 4 5 号

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

## 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月練馬区教育委員会規則第9号）の一部をつぎのように改正する。

付則につぎの1項を加える。

- 3 令和2年度に限り、第3条第1項（第36条において準用する場合を除く。）に規定する学期については、同項第1号中「7月20日まで」とあるのは「7月31日まで」と、同項第2号中「7月21日から」とあるのは「8月1日から」とし、第4条第1項（第36条において準用する場合を除く。）に規定する休業日については、同項第1号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは「8月1日から8月23日まで」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休業となった区立小中学校について、不足する授業時間を確保するため、練馬区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月練馬区教育委員会規則第9号）について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 夏季休業日の短縮

令和2年度に限り、夏季休業日を「8月1日から8月23日まで」とする。

(2) 夏季休業日の短縮に伴う各学期の期間の変更

令和2年度の夏季休業の短縮に伴い、当該年度に限り、第1学期の期間を「4月1日から7月31日まで」、第2学期の期間を「8月1日から12月25日まで」とする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙1のとおり

5 改正に伴う変更内容

別紙2のとおり

練馬区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 } [略]</p> <p>第2条 } (学期)</p> <p>第3条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第29条第1項の規定に基づく学期は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から7月20日まで</p> <p>(2) 第2学期 7月21日から12月25日まで</p> <p>(3) 第3学期 12月26日から翌年3月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学期の期間について特別の定めをしようとするときは、校長は、練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 施行令第29条第1項の規定に基づく休業日は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(2) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで</p> <p>(3) 春季休業日 3月26日から4月5日まで</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 都民の日条例(昭和27年東京都条例第75号)の規定する日</p> <p>(6) その他委員会が定める日</p> <p>2 [略]</p> <p>第5条 } [略]</p> <p>第35条 } (準用規定)</p>	<p>第1条 } 同左</p> <p>第37条 }</p>

第36条 第3条から第6条まで、第7条、第8条の5、第16条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条および第32条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「3月26日から4月5日まで」とあるのは「3月19日から4月6日まで」と、「校長」とあるのは「園長」と、「小・中学校」とあるのは「幼稚園」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「校務」とあるのは「園務」と、「児童または生徒の教育」とあるのは「幼児の保育」と、「および同項を準用する法第49条」とあるのは「を準用する法第28条」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と読み替えるものとする。

第37条 [略]

付 則

1・2 [略]

[新設]

付 則

1・2 [略]

3 令和2年度に限り、第3条第1項（第36条において準用する場合を除く。）に規定する学期については、同項第1号中「7月20日まで」とあるのは「7月31日まで」と、同項第2号中「7月21日から」とあるのは「8月1日から」とし、第4条第1項（第36条において準用する場合を除く。）に規定する休業日については、同項第1号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは「8月1日から8月23日まで」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理運営規則に基づく学期および夏季休業期間

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1学期終了 7月20日(1学期終業式)

2学期開始 7月21日から 9月1日(2学期始業式)

夏季休業期間 7月21日から8月31日(42日間)

令和2年度 管理運営規則の一部を改正する規則に基づく学期および夏季休業期間

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1学期終了 7月31日(1学期終業式)

2学期開始 8月1日から 8月24日(2学期始業式)

夏季休業期間 8月1日から8月23日(23日間)

学校の施設工事等により上記期間以外の期日に夏季休業日を設定する場合、管理運営規則第1章4条2項に基づき、校長は教育委員会に「教育課程の一部変更届」をあらかじめ届け出て、許可を受けることとする。